

窮状を見かねて

災害後の人々の窮状を見かねて、止むに止まれぬ気持ちで行動した人がいました。その行いは、数百年経った今でも伝えられています。稲垣監物と今村久兵衛の話を紹介します。

■堤防を築いて自害した稲垣監物（徳島県吉野川市）

宝暦（1751～1764年）の頃、大水になると、牛ノ島村（現吉野川市鴨島町）は吉野川、江川、飯尾川が入り乱れて水害を被っていました。この年も岸之上の堤防が決壊したため、徳島藩士・稲垣監物は藩に対して築堤の許可願を提出しましたが、岸之上堤防を補強すると下流地区の洪水被害が一層大きくなるとの理由で藩から許可は得られませんでした。牛ノ島村の窮状を前に、監物は決心し、岸之上堤防の修復を村民に話すと、一夜にして高さ2～3m、延長90mほどの堤防を完成させました。竣工した朝、監物は藩命に背いた責任を一身に背負って堤の上で割腹しました。時は宝暦3年（1753）9月9日でした。稲垣監物は稲垣神社に祀られ、境内には稲垣監物碑が建立されています。＜参考資料：建設省徳島工事事務所「吉野川百年史」1993年及び稲垣監物碑の碑文＞

（注）稲垣監物が自害した年は資料により異なりますが、ここでは稲垣監物碑の碑文に依拠しました。



稲垣神社



稲垣監物碑



(地理院地図に加筆)

■農民の身代わりとなって処刑された今村久兵衛（愛媛県松山市）

寛永7年（1630）の大干ばつとウンカの発生に際して、愛媛県の片平村（現松山市）の庄屋・今村久兵衛は、稲田に平年の収穫が見込めないため、代官所に検見と減租を願い出ましたが、聞き入れられませんでした。農民は激昂するとともにウンカの害をそのまま放置すれば近隣他村に悪影響を及ぼすと考え、稲を焼き払ってしまいました。多くの農民が藩に拘束されて取り調べを受ける中、村の人々の苦境に鑑み、久兵衛は火を放ったのは自分の一存によるものであると申し出て捕らえられ、朝生田原ではりつけ処刑されました。今村久兵衛は長徳寺境内に若宮権現として祀られ、古川北二丁目には顕彰碑が建立されています。＜参考資料：伊豫史談会編「伊豫史談第42号」1925年及び今村久兵衛顕彰碑の碑文＞



長徳寺（左の建物が若宮社）



今村久兵衛顕彰碑



(地理院地図に加筆)